


 公益社団法人福岡中部法人会

# 法人会ニュース



## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

### ◆花いっぱい運動のご案内（第3支部、第4支部）

### ●本部等の行事

月	日	曜	内 容		
9	4	水	改正税法説明会	15:30 ~ 17:00	於: ガーデンパレス
9	6	金	〃	15:30 ~ 17:00	於: 〃
9	10	火	決算事務説明会	13:30 ~ 16:00	於: ガーデンパレス
9	11	水	パソコン講座(ワード中級コース 1/2 回目)	18:45 ~ 21:15	於: サンセルコビル
9	12	木	パソコン講座(ワード中級コース 2/2 回目)	18:45 ~ 21:15	於: 〃
9	14	土	パソコン講座(ワード中級コース 1/1 回目)	10:20 ~ 16:20	於: 〃
9	17	火	税制委員会	13:00 ~ 14:00	於: 事務局会議室
9	18	水	役員ゴルフ交流会	9:00 ~ 16:00	於: 古賀ゴルフクラブ
9	18	水	パソコン講座(エクセル中級コース 1/2 回目)	18:45 ~ 21:15	於: サンセルコビル
9	19	木	パソコン講座(エクセル中級コース 2/2 回目)	18:45 ~ 21:15	於: 〃
9	21	土	パソコン講座(エクセル中級コース 1/1 回目)	10:20 ~ 16:20	於: 〃
9	26	木	花いっぱい運動	13:00 ~ 15:30	於: 舞鶴地区大正通り

### ●支部の行事

月	日	曜	内 容		
毎月1回			大濠公園防犯パトロール(第5支部)	19:00 ~ 19:45	於: 大濠公園
			青少年対策パトロール(第1支部)	16:00 ~ 16:45	於: 天神地区(3丁目)
9	12	木	異業種交流会(第5支部)	18:00 ~ 20:00	於: 東芝ビル
9	21	土	年金セミナー(第13支部)	10:10 ~ 11:10	於: 横手公民館
9	26	木	合同会員交流会(第1支部、第2支部)	18:30 ~ 20:30	於: クアンティック

### ●青年部会の行事

月	日	曜	内 容		
9	11	水	役員会	11:00 ~ 12:00	於: 福新楼

### ●女性部会の行事

月	日	曜	内 容		
9	27	金	役員会	11:00 ~ 12:00	於: 事務局会議室

## (I) 税務カレンダー

### 9月の税務カレンダー

- 9月10日 ● 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 9月30日 ● 7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 1月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉

## (II) 知らないと損する税情報

### 定期保険等の取扱いでの通達改正

税理士 堤 一 博

国税庁は、令和元年6月28日、法人税基本通達(以下、「法基通」といいます。)の改正と下記の個別通達の廃止を行いました。

平成24年4月27日付課法2-5他1課共同「法人が支払う「がん保険」(終身保障タイプ)の保険料の取扱いについて(法令解釈通達)」
平成13年8月10日付課審4-100他1課共同「法人契約の「がん保険」(終身保障タイプ)・医療保険(終身保障タイプ)」の保険料の取扱いについて(法令解釈通達)」
平成元年12月16日付直審4-52他1課共同「法人又は個人事業者が支払う介護費用保険の保険料の取扱いについて(法令解釈通達)」
昭和62年6月16日付直法2-2「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて(法令解釈通達)」
昭和54年6月8日付直審4-18「法人契約の新成人病保険の保険料の取扱いについて(法令解釈通達)」

4月号でも触れましたように、①商品別個別通達の廃止、②解約返戻率が50%超の商品を対象として新通達の発遣、③損金算入割合は解約返戻金のピーク時の返戻率に応じて区分するものでした。また、当初懸念されていた遡及適用はなく、最高解約返戻率が50%超の定期保険又は第三分野保険では令和元年7月8日、解約返戻金相当額のない短期払いの定期保険又は第三分野保険では令和元年10月8日、それぞれの日以後の契約分から適用となります。

現在継続している保険については、その保険料の損金算入計算は、そのまま使えます。

改正された法基通は、下記のとおりです。

法基通 9-3-4	養老保険に係る保険料
法基通 9-3-5	定期保険及び第三分野保険に係る保険料
法基通 9-3-5の2	定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれている場合の取扱い(新設)
法基通 9-3-6	定期付養老保険等に係る保険料
法基通 9-3-6の2	特約に係る保険料
法基通 9-3-7	保険契約の転換をした場合
法基通 9-3-7の2	払済保険へ変更した場合

今回の改正は、利益の繰り延べのみを目的とする保険商品を利用した異常な保険スキームの横行に歯止めをかけ、正常な保険補償関係に引き戻すことにあります。

長期平準定期保険等の取り扱いを定めていた個別通達を廃止した上で、法基通の中に新たな取り扱いを定め、法人が、自己を契約者とし、役員または使用人を被保険者とする定期保険又は第三分野保険（以下、「定期保険等」といいます。）に係る保険料の法人税法上の取扱いを整備しました。

まず、定期保険等に係る保険料は、期間の経過に応じて損金の額に算入することを原則とする一方（法基通9-3-5）、その保険期間が3年以上で、かつ、最高解約返戻率が50%以上の契約の場合には、下記の表の取扱いとなります（法基通9-3-5の2）。

区分	資産計上期間	資産計上額 ※残額が損金算入	取崩期間
最高解約返戻率 50%超70%以下	保険期間の40%相当期間	当期分支払保険料×40%	保険期間の75%相当期間経過後から 保険期間の終了の日まで
最高解約返戻率 70%超85%以下		当期分支払保険料×60%	
最高解約返戻率 85%超	保険期間開始日から最高 解約返戻率となる期間の 終了日*1	当期分支払保険料×最高 解約返戻率×70%*2	解約返戻金が最高額となる期間等の 経過後から保険期間終了の日まで

\*1：最高解約返戻率となる期間経過後の各期間において、その期間の解約返戻金からその直前の解約返戻金を控除した金額を年換算保険料相当額で除した割合が70%を超える期間がある場合にはその超えることとなる期間の終了の日までを資産計上期間としていて、最高解約返戻率と解約返戻金の1年間の増加額との2方向から資産計上期間を決定することとしています。

$$\frac{\text{（当年の解約返戻金 - 前年の解約返戻金）}}{\text{年換算保険料}} > 70\%$$

⇒ 資産計上期間に含める

\*2：最高解約返戻率が85%超の資産計上額の計算においては、保険期間開始から10年経過日までの期間では資産計上割合を、最高解約返戻率×70%ではなく、最高解約返戻率×90%としています。

また、保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする旨も明記されました。

ここまでは、令和元年7月8日以後の契約から適用されます。

解約返戻金相当額のない短期払いの定期保険等（短期払いのがん保険等）とは、「保険期間を通じて解約返戻金相当額のない定期保険等」で、ごく少額の払戻金のあるものを含み、保険料の払込期間が保険期間より短いものに限ります。この場合には年間支払保険料が1保険者ごとに30万円以下であれば、損金算入できます。

上記の「ごく少額の払戻金」の範囲は、国税庁が公表したFAQによると、「入院給付金日額などの基本給付金額（5千円～1万円程度）の10倍としている商品が多い」ことから、この程度の払戻金は、一般的には少額と考えられるとしていますが、「支払保険料の額や保障に係る給付金の額に対する割合などを勘案して個別に判断することとなる」としています（Q16）。

この短期払いのがん保険等の取扱いは、令和元年10月8日以後の契約から適用されます。

今回改正の概要を一言でいえば、最高解約返戻率50%超の定期保険等を3区分し、その区分ごとに資産計上額（支払保険料-資産計上額=損金算入額）を算出するという仕組みです。

なお、「保険期間が3年未満の定期保険等」と「最高解約返戻率が70%以下で、かつ、年換算保険料相当額が30万円以下の定期保険等」に係る保険料は、資産計上の必要はなく、期間の経過に応じて損金の額に算入することになりますので、ご注意ください。

繰り返しになりますが、現在までに加入している商品については、影響はありませんが、仮に保険コンサルタントなどから何らかのスキームの説明を受けられた方もおいでかもしれませんので、一言ご注意申し上げます。

「逋増定期保険の名義変更スキーム」などさまざまなものがありますが、平成24年1月に最高裁、平成29年1月に札幌高裁で保険に係る一時所得の必要経費は「個人自らが負担して支出したもの」とされていること、平成30年1月以降の名義変更については保険会社から税務署に支払調書として解約返戻金や既払込保険料等の支払関係情報が提供されることになっていますので、慎重に出口管理を適正に行ってください。

長年にわたる節税保険商品と国税当局とのイタチごっこは、当分の間は沈静化するものと思われませんが、歴史的にみて将来、税法の規定を潜り抜ける方法が案出されるかもしれませんので、必ずしも楽観視は出来ないと思います。

## 福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2019	8	27(火)	11:00～11:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		27(火)	12:30～14:00	本部	理事会(昼食会 12:00～12:30)	〃
	9	4(水)	15:30～17:00	本部	改正税法説明会(1回目)	福岡ガーデンパレス
		6(金)	〃	本部	〃(2回目)	〃
		10(火)	13:30～16:00	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
		11(水)	18:45～21:15	本部	パソコン講座(ワード中級コース) 1/2回目	サンセルコビル
		12(木)	〃	本部	〃 2/2回目	〃
		14(土)	10:20～16:20	本部	〃 1/1回目	〃
		18(水)	9:00～16:00	本部	役員ゴルフ交流会	古賀ゴルフクラブ
		18(水)	18:45～21:15	本部	パソコン講座(エクセル中級コース) 1/2回目	サンセルコビル
		19(木)	〃	本部	〃 2/2回目	〃
		21(土)	10:20～16:20	本部	〃 1/1回目	〃
	26(木)	13:00～15:30	本部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇	
	10					
	11	13(水)	15:00～17:00	本部	税を考える週間行事	西鉄グランドホテル
		15(金)	14:00～15:30	本部	五法人共催講演会	ソラリア西鉄ホテル
				本部	パソコン講座(上級コース)	サンセルコビル
	12			本部	新任者のための税務講座	
				本部	医療健康セミナー	
12(木)		13:00～15:30	本部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇	
18(水)		14:00～14:50	本部	正副会長会	ソラリア西鉄ホテル	
18(水)		15:00～16:00	本部	理事会	〃	
2020	1	29(水)		本部	新春講演会・会員交流会	ソラリア西鉄ホテル

※ 日時、会場が空白のところは未定です。